

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南関町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

南関町長

公表日

平成29年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険（資格・給付）
②事務の概要	南関町では国民健康保険加入者の状況を把握を行っている。 把握している状況より、証関係（保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証）の発行、送付を行う。 また、国民健康保険加入者の病院での診療報酬明細情報（レセプト）の管理、高額療養費の計算を行っている、 管理している情報より高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額の給付事務及びその管理を行っている。
③システムの名称	①国民健康保険システム ②国民健康保険給付システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー・プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.資格異動ファイル 2.緩和措置異動情報ファイル 3.国保資格取得喪失年月日連携ファイル 4.レセプト情報ファイル 5.高額療養費支給情報ファイル 6.国保療養費支給情報ファイル 7.出産育児一時金支給情報ファイル 8.葬祭費支給情報ファイル 9.食事差額療養費支給情報ファイル 10.高額該当引継情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付險組合の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第1項 別表第二 第42号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課国民健康保険係
②所属長	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課行政係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

